

税制改正で個人住民税（道町民税） が見直されます

■問合せ
税務財政課税務グループ
☎74-3003

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し

（平成 28 年 10 月以後に実施する特別徴収から適用）

（1）特別徴収税額の算定方法の見直し

公的年金から徴収する個人住民税について、税額の平準化を図るため特別徴収税額の算定方法を次のとおり見直します。

現 行	仮徴収額 前年度分の本徴収額 $\times 1 / 3$ (4月・6月・8月)
	本徴収額 (年税額－仮徴収額) $\times 1 / 3$ (10月・12月・2月)
改 正 後	仮徴収額 前年度分の年税額 $\times 1 / 2 \times 1 / 3$ (4月・6月・8月)
	本徴収額 (年税額－仮徴収額) $\times 1 / 3$ (10月・12月・2月)

（2）特別徴収の中止要件の見直し

これまで特別徴収を中止するとしていた、次の場合においても、公的年金からの特別徴収を継続します。

- ア 市町村が年金保険者（日本年金機構等）に対して特別徴収税額を通知した後に税額が変更された場合
- イ 賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合

個人住民税の住宅借入金特別控除の延長・拡充

（平成 26 年から平成 29 年までに入居した方について適用）

所得税の住宅借入金特別控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。

居住年	現行 (～平成 25 年 12 月)	平成 26 年 1 月～3 月	平成 26 年 4 月～ 平成 29 年 12 月
控 除 限 度 額	所得税の課税 総所得金額等の 5 % (最高 97,500 円)	所得税の課税 総所得金額等の 5 % (最高 97,500 円)	所得税の課税 総所得金額等の 7 % (最高 136,500 円)



室蘭税務署からのお知らせ

消費税率（消費税及び地方消費税）引上げについて

平成 26 年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が現行の 5 % から 8 % に引き上げられることとなりました。

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

平成 26 年 1 月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も対象となります。

詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、室蘭税務署（☎0143-22-4151）まで問合わせください。電話での問合わせの場合は、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当にお問合わせください。